農業委員会総会議事録

第11回農業委員会

- 1. 開会日時 令和7年2月28日(金)午前9時24分
- 2. 閉会日時 令和7年2月28日(金)午前9時53分
- 3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3
- 4. 出席者

委員(全7人中7人出席)

出席者

1番 柴田賢一

2番 秋田秀機

3番 秋田秀春

4番 池山春雄

5番 大野和彦

6番 坪井宏見

7番 大口悦美

欠席者 なし

事務局 3名

事務局長 江崎 建設課長

事務局員 冨田 土木・農政グループ長

事務局員 岡島 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1)農地法第4条許可申請について
 - (2)農地法第5条許可申請について
- ⑤ 報告事項
 - (1)農地法第3条届出受理状況について
 - (2)農地法第4条届出受理状況について
- ⑥ その他
 - (1)農業委員報酬について

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第4条許可申請について
- ②資料 2 農地法第5条許可申請について
- ③資料3 農地法第3条届出受理状況について
- ④資料4 農地法第4条届出受理状況について
- ⑤資料5 農業委員報酬支払額

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より早いですが、只今より令和6年度第11回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したもののみであります。 よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

秋田会長

おはようございます。ようやく春らしい気候になってきました。 2 月中は気温が低く、未だ梅の蕾は固いままですが、これから気温が上 昇してくると一斉に花開くのではないかと思っております。農業分野につきましては、最近まとまった雨が降っていないことから、作物の生育が遅れております。そういったことで、今年の先行きについて不安を感じます。

本日は、議案2件、報告事項2件、その他事項1件であります。よ ろしくお願いいたします。

【出席人数確認】

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者です。農業委員7名中 出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

5番 大野和彦委員と7番 大口悦美委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議案】

秋田会長

本日の議案は2件です。それでは、議案第20号 農地法第4条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第20号 農地法第4条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第4条申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第20号 農地法第4条許可申請についての説明が終わりまし

た。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

農地区分判定について質問します。一団の農地とは、豊山町外の農地を含めて考えるのでしょうか。

事務局

その通りです。

B委員

農地区分判定図の色分けについて教えてください。

事務局

判定図の赤部分が申請地となります。薄緑色部分が農地、茶部分が 転用等により農地以外の地目の土地になります。

A委員

判定図内の基幹的広域防災拠点の用地については、どの様な取扱いになっていますか。

事務局

基幹的広域防災拠点の用地については、登記の地目の変更がされていないことから、判定図の色分けについても変更していません。

秋田会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第20号 農地法第4条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第21号 農地法第5条許可申請について、事務局の 説明を求めます。

事務局

それでは議案第21号 農地法第5条許可申請について、ご説明します。

【資料2 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第21号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

C委員

申請地の譲受人についてお聞きします。資料2には3名の名前の記載がありますが、農地の所有はどういった状態なのでしょうか。

事務局

本申請は、2筆の農地に関するものです。そのうちの1筆は、共有 されているため、譲受人が2人います。残りの1筆は、別の方が所有 していることから、合計3名の譲受人を記載しています。

D委員

申請地周辺は、転用が進んでいることから、農地がどんどんなくなっていきますね。

事務局

そうですね。申請地周辺は、第3種農地に該当するため、農地転用 許可申請について許可相当と判断できるかと思います。

秋田会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第21号 農地法第5条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案を終わります。

【報告事項】

秋田会長

続いて報告事項にはいります。

それでは、農地法第3条、第4条の届出受理状況について事務局の 説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに農地法第3条の届出受理状況について、 説明します。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料3 農地法第3条届出受理状況朗読】

続いて、農地法第4条の届出受理状況について、説明します。4条 届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料4 農地法第4条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第3条、第4条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

他に質問もありませんので報告事項の農地法第3条、第4条の届出 受理状況についての報告を終了します。

秋田会長

続いて、その他について 事務局からありますか。

事務局

はい、それでは報酬についてご報告します。

【資料5 報酬について説明】

秋田会長

その他について報告が終わりました。ここで質疑・意見のある方は 発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

他に質問等もありませんので、その他事項についての報告を終了い たします。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終 了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時:令和7年3月28日(金)午前9:30開始

場所:豊山町役場2階 会議室2

資料: 3月17日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前9時53分終了)

9. 農地転用件数

1月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	3	237.00	青山	3条	許可	3	237.00
		0	0.00	豊場				237.00
	届出	0	0.00	青山		届出	3	2,376.00
		3	2,376.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	3	1,214.00
		3	1,214.00	豊場				1,214.00
5条	許可	3	822.00	青山	5条	許可	4	2,589.00
		1	1,767.00	豊場				2,008.00
	届出	0	0.00	青山		届出	2	313.00
		2	313.00	豊場				313.00

[※] 累計については令和6年1月~令和6年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの 窓口で縦覧することができます。